

令和 2 年 12 月 3 日

若松ガス(株)猪苗代支店 様

社会福祉法人福島県共同募金会

猪苗代町共同募金委員会

会長 鈴木 義二



共同募金のご協力について（御礼）

日頃より共同募金運動には、温かいご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

共同募金運動は、昭和22年から募金活動が始まって以降、皆様からいただいて参りました沢山の善意により、地域福祉の充実と向上を図ってまいりました。

このような中、時代の趨勢に伴う近年の急速な少子・高齢化の進行は、地域福祉に対する要望の多様化及び複雑化させており、誰もが「生きがいを持ち、安心して、健やかに暮らして行ける」地域社会の実現と福祉の充実に向けた共同募金活動には、従来にも増した大きな役割が求められているところでございます。

皆様には、今後とも地域福祉の充実と向上に対しまして、これまで同様のご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご清祥とご活躍をお祈り申し上げます御礼のあいさつといたします。

領 収 書

No02-009906

令和 2 年 12 月 3 日

若松かす(株) 猪苗代支店 様

(住所: 猪苗代町 大字堅田字門上 1170-6)

¥ 6500 -

上記金額を有難く領収いたしました。

ただし、寄附金として

(法人税法第37条第3項第2号に該当
所得税法第78条第2項第2号に該当
(昭和40年4月大蔵大臣告示第154号)
地方税法第37条の2、第314条の7に該当
(地方税法施行令第7条の17 第48条の9))

福島県福島市渡利字七社宮111番地
社会福祉法人 福島県共同募金会
会 長 只 野 裕 一



- (備考)
1. 確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。
 2. 本会では、個人情報適切に取り扱い、許可なく第三者に提供しません。
 3. 確定申告に際して、所得税及び個人住民税にかかる寄附金税額控除を受ける場合は、住所の記載が必要となります。